

岐阜市移住支援金交付要綱

令和元年6月28日決裁

改正 令和元年9月10日決裁

改正 令和2年2月6日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月策定）に基づき、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内で交付する岐阜市移住支援金（以下「移住支援金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 移住支援金は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号又は第3号に定める要件のいずれかを満たす者（以下「対象者」という。）に支給する。

(1) アからウまでに定める移住等に関する全ての要件

ア (ア)及び(イ)に定める移住前の住所等に関する全ての要件

(ア) 本市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区に住民票が存在していたこと又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定による指定を受けた振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定による指定を受けた離島地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定による指定を受けた半島地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条に規定する小笠原諸島の区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の市区町村に住民票が存在し、かつ、雇用保険の被保険者、法人の経営者又は個人事業主として東京都の特別区に所在する勤務先に通勤していたこと。

(イ) 本市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京都の特別区に住民票が存在していたこと又は東京圏のうち条件不利地域以外の市区町村に住民票が存在し、かつ、雇用保険の被保険者、法人の経営者又は個人事業主として東京都の特別区に所在する勤務先に通勤していたこと（通勤期間にあっては、本市に住民票を異動する日から当該日の3月前までの間のいずれかの日をその末日とすることができる。）。

イ (ア)から(ウ)までに定める移住後の住所に関する全ての要件

- (ア) 平成31年4月1日以後に本市に住民票を異動したこと。
- (イ) 移住支援金の交付の申請をする日（以下「交付申請日」という。）が、本市に住民票を異動した日後3月以上1年以内であること。
- (ウ) 交付申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有すること。

ウ (ア)から(エ)までに定める移住する者に関する全ての要件

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員又は岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 市長が指定する他の補助金等の交付を受ける者でないこと。
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、市長が移住支援金の交付を受ける者として不適当と認める者でないこと。

(2) アからキまでに定める就職に関する全ての要件

- ア 勤務先が東京圏以外の都道府県又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 国の移住支援事業に係る都道府県が運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）において、就業先の求人が移住支援金の支給対象として指定された求人として掲載されていること。
- ウ 3親等以内の親族が就業先の代表者、取締役その他当該就業先の経営を担う職務を務めていないこと。
- エ 週20時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて就業し、交付申請日において、連続して3月以上在職していること。
- オ 就業先の求人がマッチングサイトに移住支援金の交付対象として掲載された日以後、当該就業先の求人に応募をしたこと。
- カ 就業先に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 就業先での転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されるものであること。

(3) 交付申請日以前1年以内に、岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日制定）別表に掲げる地域課題解決型創業支援事業に係る補助金以下「岐阜県補助金」という。）の交付の決定を受けていること。

(交付額)

第3条 移住支援金の額は、60万円とする。ただし、対象者が、次の各号に定める要件を全て満たす場合に限り、100万円とすることができる。

(1) 対象者を含む2人以上の世帯員（以下「2人以上の世帯員」という。）が、本市に住民票を異動する直前の市区町村の住民票において同一の世帯に属していたこ

と。

- (2) 2人以上の世帯員が、交付申請日の住民票において同一の世帯に属していること。
- (3) 2人以上の世帯員が、平成31年4月1日以後に本市に住民票を異動したこと。
- (4) 2人以上の世帯員が、交付申請日において本市に住民票を異動した日後、3か月以上1年以内であること。
- (5) 2人以上の世帯員が、前条第1号ウ(ア)に掲げる要件に該当すること。

(申請)

第4条 移住支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金の交付を受けようとする年度の12月末日（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）までに、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 本人であることを確認することができる書類
 - (2) 就業証明書（様式第2号）又は岐阜県補助金の交付の決定を受けていることを確認できる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者の要件を満たすことを証する書類その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の場合において、前条ただし書の規定による額の移住支援金の交付を申請しようとする申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、同条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるものを添えなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が属する世帯の他の世帯員にあつては、移住支援金の交付を申請することができない。ただし、申請者が移住支援金の交付の決定を拒否された場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することを適当と認めるときは、岐阜市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金を交付することを不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度において移住支援金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査への協力)

第6条 申請者は、規則第13条の規定による報告及び規則第25条の規定による立入検査に協力しなければならない。

(返還請求)

第7条 移住支援金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当する場合は、規則第20条の規定に基づき、当該各号に掲げる移住支援金の額を返還しなければならない。

ない。ただし、就業先の倒産、災害、病気等市長が岐阜県知事と協議の上やむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 全額
 - (2) 交付申請日から3年未満に本市外に住民票を異動した場合 全額
 - (3) 交付申請日から3年以上5年以内に本市外に住民票を異動した場合 半額
 - (4) 交付申請日から1年以内に第2条に定める就職に関する要件（市長が認めるものに限る。）に反する場合 全額
 - (5) 岐阜県補助金の交付の決定を取り消された場合 全額
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が移住支援金を返還させることが適当と認める場合 市長が別に定める額
- (規則の特例)

第8条 移住支援金の交付の手続については、規則第4条、第5条、第7条、第15条、第16条及び第18条の規定による手続を省略する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条の規定は、令和元年12月20日以後に本市に住民票を異動する対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。